Ⅲ－４－６　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域　⑥川崎緑地から姫神山眺望領域

眺望の特徴	・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・丘陵地である川崎緑地は，眼下の松川の流れが姫神山の眺望に奥行きを与えている。 ・北上川沿いの農村を見越して眺望する姫神山は，眺望景観と俯瞰景が調和したふるさとの景観を形成している。
届出対象行為	・**Ⅲ－９**　届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

・川崎緑地から姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。
・天峰山視点場付近及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため，建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	・視点場を川崎緑地（226m）に設定し，姫神山（1,123m)の山容のうち，標高 400mより上部の眺望を保全する。

＊建築物等の高さ制限の算定式

建築物高さの上限
＝（(視点場の標高：226m+1.5m）＋視点場から建築物等の各部分までの距離×tan2° 0′）―計画地の地盤標高
（注：tan2° 0′＝0.0349
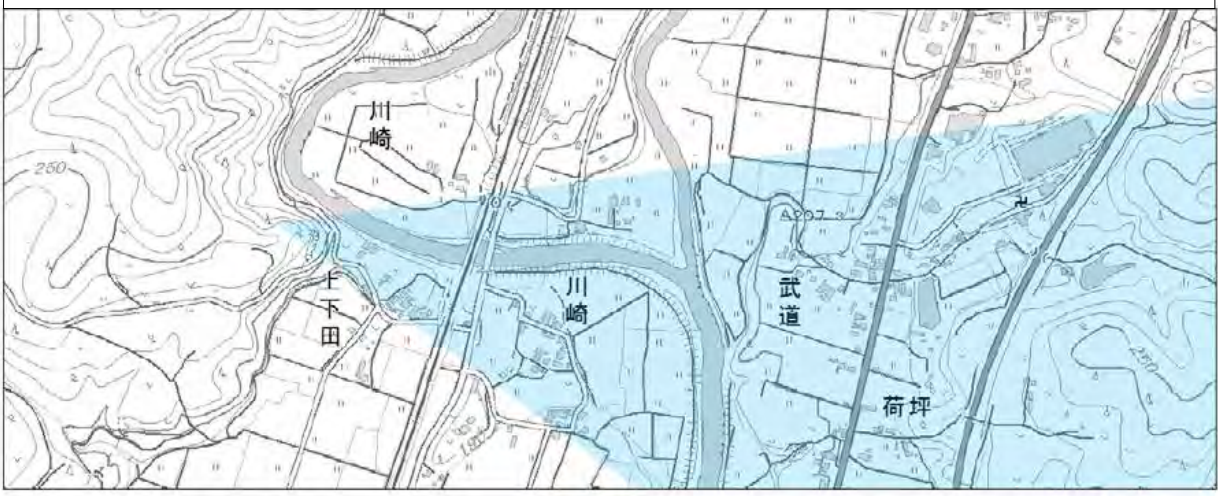
川崎緑地から姫神山眺望領域図